

処分名	障害認定
標準処理期間	即日～3日
根拠	法第50条第2号、規則第8項
審査基準	<p>(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 第8条より)</p> <p>法第五十条第二号の規定による後期高齢者医療広域連合の認定(以下「障害認定」という。)を受けようとする者は、障害認定申請書に、令別表に定める程度の障害の状態にあることを明らかにすることができる国民年金の年金証書、身体障害者手帳その他の書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請をした者は、いつでも、将来に向かってその申請を撤回することができる。</p> <p>令別表:</p> <p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。ロにおいて同じ。)がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>二 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>三 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>四 咀嚼そしやくの機能を欠くもの</p> <p>五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>九 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>十一 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>十三 一下肢を足関節以上で欠くもの</p>

- 十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

《具体的な取扱い》

※後期高齢者医療制度資格事務マニュアルより抜粋

添付書類等により認定要件に該当するか判断する。判断ができない場合には県との協議となる。県との協議の結果ができるまでにはおおむね1カ月から2カ月程度の期間が必要であり、協議の結果認定となった場合であっても認定日は県からの通知があった日以降となる。